

奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	安井 壽一	橿原市曲川町一丁目六一〇
〃	瀬川 好弘	〃 曲川町二丁目八一三〇
〃	島田 彰久	〃 曲川町一丁目二二一〇
〃	塩井 悦正	〃 曲川町五丁目一三七
〃	竹瀬 祐治	〃 曲川町二丁目三十八
〃	紙浦 敏男	〃 曲川町五丁目九二七
監事	中島 裕文	〃 曲川町二丁目六一二六
〃	杉田 光義	〃 曲川町五丁目一〇一二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	安井 壽一	橿原市曲川町一丁目六一〇
〃	中村 明男	〃 曲川町五丁目四一三〇
〃	堀 博	〃 曲川町二丁目八一三六
〃	中島 裕文	〃 〃 六一二六
〃	吉川 典秀	〃 〃 一三三二
〃	小原 弘明	〃 曲川町四丁目二一六
監事	吉田 俊信	〃 曲川町一丁目一八一五
〃	前田 昌史	〃 〃 一六一二〇